

安倍川大規模氾濫に関する減災対策協議会、大井川大規模氾濫に関する減災対策協議会は、13機関で構成されており、下記の作業分会を設置し取組を進めています。平成28年度は5分会でしたが、平成29年度からは6分会で実施します。

分会の取組

各機関の取組

迅速な避難と被害の最小化に向けた
地域住民の防災意識向上のための取組

○わかりやすい資料づくり分会

(静岡河川事務所・静岡地方気象台・静岡土木事務所、静岡市、焼津市)

○学校防災教育分会

(静岡地方気象台、静岡河川事務所、中部危機管理局、島田市)

各機関の取組(資料4)
に記載

逃げ遅れゼロに向けた
迅速かつ的確な避難行動のための取組

○避難情報分会

(中部危機管理局、焼津市、島田市、藤枝市、吉田町)

○要配慮者利用施設分会(平成29年度新設)

(静岡土木事務所、島田土木事務所、中部危機管理局、静岡河川事務所、静岡市、焼津市)

各機関の取組(資料4)
に記載

洪水氾濫による被害の軽減のための
迅速な水防活動・排水活動の取組

○排水計画分会

(静岡河川事務所、静岡土木事務所、島田土木事務所、静岡市、牧之原市、吉田町)

○ダム関係分会(長島ダム管理所、川根本町)

1

※今後も、取組状況に応じて作業分会は見直します。

各機関の取組(資料4)
に記載

水防災意識社会の再構築は、これまでのハード整備を中心に進めるのではなく、ソフト対策を前面に打ち出し、地域住民の方々一人一人が水害について関心を持って頂く必要があります。そのため、「わかりやすい資料づくり分会」を設置し、広く一般に広報するためのパンフレットを作成し、広報を行います。

平成28年度実施

一般広報用パンフレットを作成



平成29年度予定

・出前講座などにおいてパンフレットの配布と取組の広報を実施します。

・適時パンフレットの更新を行います。

被害を軽減するため、迅速な水防活動や排水作業の備えを強化します

防災教育は、子供の頃からの適切な防災に対する知識の習得が重要です。地震・津波のみではなく、**水害に対する防災教育にも力を入れていきます。**さらに、これまで各機関が実施してきた出前講座等の防災教育以外に、**新たな手法による取組を実施**します。そのため、「学校防災教育分会」を設置し、**日頃から子供達と接している学校の教員が子供達に行う防災教育を推進**します。

新たな手法による取組のポイント

1. 学校教育関係者と顔の見える関係を築き、学校の実情やニーズを的確に捉えます。
2. 学習指導要領に準じた資料や教材の作成・提供を行い、教員が授業を行い易いように配慮します。

平成28年度実施

防災教育テキスト等の作成



平成29年度予定

- ①防災教育テキスト等を使用して、新たな手法による学校防災教育を大井川の小学校において試行授業として実施します。
- ②今後行われる学習指導要領の改訂を踏まえ、中学生・高校生への防災教育の検討を行います。

大規模氾濫時に逃げ遅れゼロを達成するには、**適切なタイミング**で避難情報を発令し、**周知すること**が**大変重要**になります。そのため、「避難情報分会」を設置し、引き続き確実な避難情報を発令するための取組を進めます。また、**より分かり易い発令方法の検討**を行います。

平成28年度実施

洪水時の実践的な本部運営・避難訓練



中部危機管理局が主催した静岡県中部の市町の担当者による本部運営訓練

適切なタイミングで全ての市町に避難情報が発令されるようガイドラインに沿った発令基準の確認を行いました。

平成29年度予定

- ①本部運営・避難訓練を引き続き実施
- ②ホットラインのタイミングや伝えるべきことの整理・検討
- ③水位以外の情報(漏水・侵食)に伴う避難情報発令の検討
- ④避難準備・高齢者等避難開始など避難情報の意味の周知のための検討

要配慮者利用施設分会（平成29年度新設）

平成25年7月改正された水防法において、**要配慮者等利用施設については、避難確保計画・避難訓練の実施が努力義務として位置付けられました。**しかし、**静岡県内で避難確保計画作成された施設は6件（平成28年3月時点）のみ**です。そのため、新たに「**要配慮者利用施設分会**」を設置し、**避難確保計画作成のための取組を推進**します。

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設

措置の義務付け

努力義務

**水防法が改正（H29.5.12成立）
これにより、義務化**

措置の内容

- ・避難確保計画の作成
- ・訓練の実施

自衛水防組織

自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告



平成28年度実施

平成29年2月に静岡県と国土交通省が合同で「**要配慮者利用施設管理者向け説明会**」を実施しました。

平成28年10月に島田市主催で避難確保計画作成の手引きの説明会を開催しました。



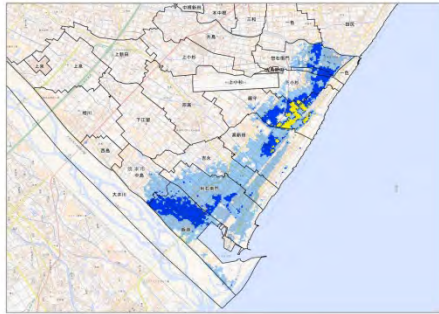
平成29年度予定

平成29年2月の説明会から見た課題の整理・検討を行い、避難確保計画作成に向けた取組を進めます。

河川が氾濫し浸水被害が発生した場合は、速やかに排水活動を行う必要があります。大井川が氾濫した場合の浸水被害だけではなく、県・市町の河川が氾濫した場合には国土交通省が保有する排水ポンプ車を使った排水活動を行う事ができます。そのため、「排水計画分会」を設置し、**大井川氾濫のみではなく、市町河川氾濫も想定した排水計画を作成し、それに基づく排水訓練を実施**します。

平成28年度実施

平成28年に公表した大井川の想定最大規模降雨にを対象とした洪水浸水想定区域図をもとに、排水計画(案)を作成しました。



平成28年度は、大井川左岸2.2k(左)で検討



牧之原市・吉田町の浸水常襲地帯において国土交通省が保有する排水ポンプ車による排水活動実施のため、排水計画(案)を作成しました。



平成29年度予定

- ①大井川の氾濫を想定した排水計画の作成を行います。
- ②大井川周辺市町の浸水常襲地帯における排水計画の作成、見直しを行います。
※作成: 焼津市、藤枝市
見直し: 牧之原市、吉田町